**平成２２年（フ）第７４６号**
千葉市若葉区西都賀１丁目18番７―101号
債務者　松野下ますみ
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第７７３号**
千葉市花見川区花見川２番35棟107号
債務者　千葉　健一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８１６号**
千葉県船橋市夏見台１丁目20番５棟203号
債務者　二宮　一美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８１９号**
千葉県船橋市習志野台１丁目31番８―106号
債務者　石戸由美子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８３６号**
千葉市若葉区桜木３丁目13番40号　ＭＴ桜木101号
債務者　平野　　久
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８４６号**
千葉市中央区青葉町1269番地　青葉の森公園通り14―101号
債務者　戸川　玲子（旧姓二夕見）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８５８号**
千葉県市川市湊６番16―401号　リベルタ
債務者　澁谷　宣彦
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８７３号**
千葉県市原市五井1666番地２エスペランサ田園Ⅷ201
債務者　中川　武士
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８７４号**
千葉県市原市五井1666番地２エスペランサ田園Ⅷ201
債務者　中川ゆかり
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８７６号**
千葉県船橋市高野台３丁目18番６号
債務者　秋田　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８８７号**
千葉県八千代市八千代台北10丁目８番３号ベルピア八千代台第２－２―101
債務者　三浦　雄一
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第８８９号**
千葉県市川市欠真間１丁目11番25―402号　ＪＫ市川
債務者　西脇　秀郎
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第９１２号**
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区36棟313号
債務者　橋本　京子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第９１８号**
千葉県習志野市津田沼２丁目10番25号子宝荘101号
債務者　玉麻三千代（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第９２９号**
千葉県船橋市前原東２丁目９番６―101号
債務者　伊藤　重政
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第４３号**
福井県敦賀市金山52号20番地の20
債務者　中野　　篤
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２２年（フ）第１６８８号**
愛知県弥富市佐古木６丁目229番地８　フレグランス佐藤206
債務者　深世古優美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１７２１号**
名古屋市西区又穂町２丁目１番地　又穂団地２号棟605号
債務者　松嶋　重雄
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部